

千葉県母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭等の自立を促進するため、個々の状況に応じた自立支援計画書（以下「計画書」という。）を策定し、これを基に公共職業安定所等と連携し就業・自立支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施に関し、必要な事項を定める。

(事業対象者)

第2条 本事業の対象者（以下、「事業対象者」という。）はひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）及び「離婚前後親支援事業の実施について」（令和6年3月29日こ支家第198号こども家庭庁支援局長通知）に基づく支援を受けている者など、離婚前から当該事業による支援が必要な者（以下「ひとり親家庭等の親」という。）とし、生活保護受給者については対象としないものとする。

なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力を受けた被害者であって、将来においてひとり親家庭等の親となることが見込まれる者についても、市長が必要と認める場合には対象とすることができるものとする。

(母子・父子自立支援プログラム策定員)

第3条 市長は、計画書を策定し、事業対象者に対して継続的な就業・自立支援を行うことを職務とする母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を設置する。

2 策定員は、母子家庭等就業相談員兼就業支援員が兼務する。

(計画書の策定等)

第4条 策定員は、各区こども家庭課長の指示の下、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 計画書の策定

(ア) 母子家庭等就業・自立支援センターへの来所者等のうち自立・就労に対する意欲のある者等（以下「相談者」という。）について、相談を通じて生活や子育て等の状況、自立・就労に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載した計画書（様式第1号）を策定する。

(イ) 計画書の策定にあたっては、相談者の意向や意欲等を十分考慮するとともに、相談者に対し十分な説明や助言等を行う。また、策定した計画書を上司に報告する。

(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業への参画

(ア) 就職等支援方策を検討するため、公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業へ移行することが望ましいと考えられる相談者(以下「支援対象者」という。)については、個人票(様式第2号)及び要請書(様式第3号)を別に策定する。

(イ) 生活保護受給者等就労自立促進事業における生活保護受給者等就労支援チームの構成員として、公共職業安定所担当者等とともに、支援対象者に対し、公共職業安定所又は母子家庭等就業・自立支援センター等において面接を実施し、個々の支援対象者の状況に応じて、就業支援プラン(「特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)」の活用を含む。)の策定、就業準備プログラムのメニュー選定、就業支援メニューの選定等の支援方針の決定を行う。

(3) 状況の把握

適宜、相談者の生活や子育て、就労等についての課題克服、自立・就労の状況等を確認し、計画書に記録し、上司に報告するとともに、再度、本人から相談があった場合には、継続して相談に応じられるよう体制を整えておく。

(4) 関係記録の管理・秘密の保持

職務において策定した関係記録を適正に管理・保存するとともに、相談者の秘密を保持する。

(関係機関との連携等)

第5条 市長は、本事業を行うにあたり、ひとり親家庭等に対し、本事業の趣旨の周知を図るとともに、公共職業安定所、千葉県、民生・児童委員、母子・父子自立支援員等の機関との連携に努める。

(策定員の専門性の向上)

第6条 市長は、本事業を行うにあたり、策定員が対象者に対し適切な支援方針の提示及び計画書の策定をすることができるようにするため、策定員の専門性の向上に努める。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。